

平成 29 年度事業計画書

I 実施方針

近年、周辺諸国では高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫をはじめとする重篤な家畜伝染病が継続的に発生しており、清浄国である我が国においても再び侵入し、大規模発生する可能性が高まっている。また、台湾の野生動物における狂犬病の発生、MERS、エボラ出血熱等の流行が国際的な問題となるとともに、我が国においても SFTS やデング熱が発生する等、我が国にとって脅威となっている。

このような状況の中で、人と動物の健康及び環境の保全に係る関係者が連携して感染症対策等に取り組むべきであるとする“One Health”の考え方が世界的に広がっており、本会においても、日本獣医師会・獣医師会活動指針にあるとおり「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を実践することを本会の活動の基本としている。

本会は日本医師会と連携して、平成 28 年 11 月 10～11 日の 2 日間、福岡県北九州市において第 2 回世界獣医師会-世界医師会”One Health”に関する国際会議を開催し、医師と獣医師の連携による“One Health”の実践に向けた「福岡宣言」を採択・公表するなど多くの成果を残した。

一方、今回の国際会議に先立って、全国 55 すべての地方獣医師会は、地域の医師会と連携協定を結ぶことができた。今後は、“One Health”の概念の普及から、狂犬病をはじめとする人と動物の共通感染症への対応、薬剤耐性（AMR）対策等における“One Health”の概念に基づく活動の実践に向けて、一層医師と獣医師との連携を強めていかなければならない。

さらに本会は、国際会議における成果を踏まえ、国際的な獣医学術団体との連携による国際活動への積極的な貢献を行う。具体的には、国際的な“One Health”の概念の普及推進、また、昨年から実施しているアジア地域臨床獣医師等総合研修事業を適正に実施する等、我が国獣医界が一層国際的な信頼を得られるよう努めなければならない。

また、動物の飼育環境の整備については、マイクロチップの普及、家庭動物の飼育健全化、災害時動物救護等、これまでの議論を発展させて対応を講じる。特に災害時動物救護については、平成 28 年 4 月 14 日と 16 日に発生した熊本地震における対応、全国に先駆けて開設した恒久的な拠点施設である九州災害時動物救援センター（熊本地震ペット救援センター）での経験を踏まえ、今後、広域な緊急災害における動物救護活動における本会の対応についてさらに論議を深め、具体的な対策を講じていくこととする。

一方、平成 28 年 11 月に国家戦略特区諮問会議において、「広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限り獣医学部の新設を可能とするための関係制度の改正を直ちに行う。」ことが決定された。その後、内閣府・文部科学省の告示においては、本会の強い働きかけもあり、平成 30 年の新設は「一校に限る」と明記された。このような状況下においても、本会としては、今後も国際水準に向けた獣医学教育体制の整備・充実の実現のための対応を図ることとする。

さらに、本会の組織の強化のため、組織率の向上を図るとともに、一般向け及び会員・構成獣医師向けの広報を強化し、情報提供体制を充実させるとともに、本会が保持する個人情報を含むデータのセキュリティーを強化する。また、本会の財政基盤の強化のために、収益事業にも積極的に取り組むこととする。

以下に、本年度における重点的な取組事項を示す。

1 個別重要課題についての検討

特に重要と思われる個別課題については、次の二つの特別委員会を設置し、重点的に検討する。

(1) “One Health”推進特別委員会

第2回世界獣医師会-世界医師会“One Health”に関する国際会議における「福岡宣言」の合意を踏まえ、ワンヘルスの実践に向け、以下の三つの小委員会を設置して具体的な方策について検討する。

- ① 狂犬病予防体制整備検討委員会
- ② 医師会との連携強化推進検討委員会
- ③ 薬剤耐性(AMR)対策推進検討委員会

(2) 動物飼育環境整備推進特別委員会

動物の適正管理を推進するため、マイクロチップの普及、家庭動物飼育の健全化等について、以下の三つの小委員会を設置して具体的な方策について検討する。

- ① マイクロチップ普及推進検討委員会
- ② 家庭動物飼育健全化検討委員会
- ③ 災害時動物救援対策検討委員会

2 獣医学教育の国際水準達成等への対応

獣医学教育の国際水準達成に向け、平成29年度から開始される参加型臨床実習及び家畜衛生・公衆衛生実習に対して、実習環境の整備・提供等に積極的に協力する。また、勤務獣医師の処遇改善については、先進的事例を参考にしつつ積極的に取り組む。

3 緊急災害時動物救護活動への対応

緊急災害時において本会が実施すべき動物救援対策、各ブロック及び地方獣医師会が担うべき動物救援対策の実施体制整備への支援等について検討の上、適宜実施する。また、熊本地震ペット救援センター等地域拠点施設の整備を支援する。

4 動物の福祉と愛護の推進

平成30年に予定されている動物愛護管理法の改正において、犬及び猫へのマイクロチップの装着の義務化等が確実に規定される環境を整備するため、動物ID普及推進会議(AIPO)等関係団体と連携を強化し、装着率向上に向けた普及・啓発活動の推進及び動物個体識別情報の登録・管理事業を実施する。また、学校動物飼育支援活動等を通じて、幼少期における動物との触れ合いの経験を与えることにより、動物の福祉と愛護を理解する素養を育む。

5 獣医事に関する国際貢献の推進

世界獣医師会(WVA)、アジア獣医師会連合(FAVA)等の国際機関・団体が行う獣医事に関する活動に積極的に貢献する。また、「アジア地域臨床獣医師等総合研修事業」を適正に実施し、アジア地域の家畜衛生事情の向上及び我が国への越境性感染症の侵入防止を図るとともに、アジア各国の獣医師会との一層の連携強化に努める。

6 女性獣医師就業支援対策の推進

20～30歳代の獣医師のほぼ半数を女性が占める中で、女性獣医師の活躍及びその就業支援が一層重要となることから、引き続き女性獣医師の就業継続、復職支援等効果的な対策の充実を図る。

II 事業別の対応

1 公益目的事業

(1) 部会委員会等運営事業

ア 部会委員会の運営

獣医学術、産業動物臨床、小動物臨床、家畜衛生、公衆衛生、動物福祉・愛護等の獣医師職域に係る諸課題については、職域別の事業運営機関である「部会」に委員会を設置して検討してきたところである。これまでも各部会委員会での検討に当たっては、各職域部会間で十分に連携を図り、検討テーマが複数の職域にわたる場合には合同委員会の設置、または関連する部会委員による委員会並びにワーキンググループを設置すること等により対応してきた。今後はさらに一歩進めて、①個別委員会を常設委員会への移行、②常設委員会の合同委員会としての再編、③委員の選任方式の見直し等により、部会委員会運営の一層の効率化を図ることとする。

なお、獣医学教育の整備充実、国際交流の在り方、公務員獣医師の処遇改善については、関連部会が連携して検討を行うこととする。

これらの検討結果を踏まえ、広く国民の生活向上に貢献できる獣医療を提供することを目的として、関係法令の検討を含む諸施策について提言及び要請活動を実施する。

イ 個別課題への対応に関する事項

平成 29 年度においては、特に重要と思われる以下の個別課題に関する二つの特別委員会を設置し、重点的に検討を行う。

(ア) “One Health” 推進特別委員会

第 2 回世界獣医師会-世界医師会 “One Health” に関する国際会議における福岡宣言の合意を踏まえ、ワンヘルスの概念の普及と実践を考慮しながら、以下の小委員会を設置して具体的な方策について検討を行う。

・ 狂犬病予防体制整備検討委員会

狂犬病予防注射事業の円滑な推進に関する具体的施策の検討

・ 医師会との連携強化推進検討委員会

日本獣医師会と日本医師会、地方獣医師会と地方医師会における具体的な連携強化の取り組みについての検討

・ 薬剤耐性 (AMR) 対策推進検討委員会

政府が平成 28 年 4 月に策定・公表した薬剤耐性 (AMR) 対策行動計画に基づく国民への普及・啓発、モニタリング調査等への協力と、獣医臨床現場における抗菌性物質製剤の慎重使用の推進に関する施策の検討

(イ) 動物飼育環境整備推進特別委員会

動物の適正管理を推進するため、マイクロチップの普及、家庭動物飼育の健全化等について、以下の小委員会を設置して具体的な方策について検討を行う。

・ マイクロチップ普及推進検討委員会

平成 30 年に予定されている「動物の愛護と管理に関する法律」の見直しの際、マイクロチップ装着の義務化を確実にを行うため、マイクロチップ装着の普及・啓発、データベースの一元化、リーダーの普及等マイクロチップの一層の普及のための施策の検討

・ 家庭動物飼育健全化検討委員会

家庭動物飼育推進のための環境整備及びその成果としての国民生活の健全化のための施策の検討

・ 災害時動物救援対策検討委員会

緊急災害時において日本獣医師会における動物救援対策を円滑に行うための具体的な施策、V-MAT の構築等各ブロック及び地方獣医師会における動物救援対策実施のための体制整備の支援等についての検討

なお、獣医学教育の整備充実については、平成 29 年度から開始する参加型臨床実習及び家畜衛生・公衆衛生実習に対して実習環境の整備・提供等に積極的に協力し、調整・支援することにより我が国獣医学教育の国際水準化達成に向けた取組みを一層推進する。

また、勤務獣医師の処遇改善については、関連部会等の意見を反映し、関係団体及び地方獣医師会との連携を図りながら対応する。

(2) 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

獣医師が専門職としての社会的な信頼を得てその責任を果たすため、獣医師の職業倫理に関わる検討を行って本会の対応方針を決定するとともに、「獣医師倫理綱領」、「動物臨床の行動指針」等の普及・啓発に努める。あわせて、獣医師倫理に係わる法令違反等の情報提供を行うとともに、地方獣医師会と連携して倫理向上の普及・啓発のため講習会、研修会等を開催する。また、法令遵守に資するため、法定事項とされる各般の獣医療提供証明行為に係る書式等の作成提供を行う。

(3) 緊急災害時動物救護活動支援事業

緊急災害時において日本獣医師会における動物救援対策を円滑に行うための具体的な施策、V-MAT の構築等各ブロック及び地方獣医師会における動物救援対策実施のための体制整備の支援等についての検討の上、適宜実施する。また、各地での被災動物救護活動が円滑に行われるよう、平常時の準備、発災時の救護活動の対応及び救護活動の収束等、様々なステージにおける地域の活動を支援する。さらに、熊本地震ペット救援センターのほか、緊急災害時の動物救護に係る地域拠点施設の整備及び運営を行う。

(4) 動物福祉適正管理施策支援事業

特別委員会における検討に基づき、改正動物愛護管理法の普及・啓発に努め、その円滑な施行に資するとともに、「所有者責任原則」に基づく動物福祉・適正管理施策の推進を支援する事業を展開する。

ア 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

改正動物愛護管理法の趣旨、特に獣医師の役割に関する規定についての普及・啓発活動に努め、同法の円滑な施行に資する。また、動物所有者の責務とされる「所有明示措置」の徹底による所有者の意識向上、動物の適正な飼育管理の啓発による遺棄や殺処分の減少、飼育動物の逃走・盗難時及び被災時における飼育者への復帰の容易化に資するため、マイクロチップの装着率向上に向けた普及・啓発活動を推進するとともに動物個体識別情報の登録・管理事業を実施する。

なお、本事業の実施に当たっては、動物 ID 普及推進会議（A I P O）を通じて他の関係団体と連携して円滑な推進を図るため、組織の強化、充実、新たな事業展開に努める。

イ 日本動物児童文学賞事業

動物愛護管理法の趣旨に即し、次世代を担う子供達の動物福祉と愛護の精神の涵養に資するため、小学生児童を読者対象とする動物の福祉・愛護に関する文学作品を募集し、入賞作品を審査・表彰・公表の上、作品の普及に努めるとともに、本事業に関する広報の強化を図る。

(5) 獣医事対策等普及・啓発・助言相談・情報提供対応事業

獣医師・獣医療、獣医学術の果たすべき社会的役割の普及・啓発とともに、獣医療及び動物の福祉の増進と適正管理に関する技術と知識に関する助言・相談、情報提供等を行い、事業の一層の発展を期する。

ア 普及・啓発活動事業

「2017 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」は、9 月末に東京都で開催し、一般市民向けの人と動物の共生、獣医師の職域と役割等に係る普及啓発を行う。その成功に向け、地方獣医師会、獣医学系大学、獣医学生団体の参加並びに獣医療・動物愛護・福祉・畜産関係団体及び動物関連産業界の協賛・支援について、引き続き協力要請を行う。

また、獣医師、獣医療及び動物福祉の普及・啓発に関する関係団体が実施するイベント等に参

加するとともに、ポスター、パンフレット等の作成、配布を行う。

さらに、動物愛護管理法が規定する「動物愛護週間中央行事」に主催者構成団体として参加することなどにより動物福祉・適正管理対策の普及・啓発活動に努める。

イ 助言相談事業

獣医療、獣医学術・教育、家畜衛生、公衆衛生、動物薬事などの獣医事、動物福祉・愛護等に関する市民、動物関連産業界、マスメディア、その他関係機関・団体等からの相談・照会等への対応に努めるとともに、その成果については、会員及び構成獣医師に情報提供する。

ウ 情報等提供対応事業

本会の組織の強化及び社会プレゼンスの向上のため、ホームページ、メールマガジン、プレスリリース等により獣医事対策等に関する情報提供及び普及・啓発を強化する。

また、関係情報の収集・提供にあたっては、構成獣医師異動処理システム、マイクロチップデータベース等に記録された個人情報の保守を強化し、情報の流出、システムの破壊等への有効な対策の導入を行うとともに、地方獣医師会事務局に対する講習の実施等により、獣医師会全体のネットワークの情報セキュリティ強化のための対策を検討し、実行する。あわせて、情報提供・管理に関するシステムの一元化による情報提供対応の効率化について検討する。

エ 獣医事・獣医学術教材提供事業

獣医師生涯研修用教材等の獣医学術専門教材、動物適正飼育管理普及教材の作成及び提供を行う。

(6) 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

各種獣医事対策に関し、個別の問題への対応方針の検討と検討結果に基づく対応、国内外の関係者との連絡調整を行う。

ア 獣医事対策等を推進するに当たって、地方獣医師会・関係省庁・大学等教育機関・関係団体・動物関係産業界等との連携調整及び会議の開催、関係団体等の公益目的事業に対する後援・協賛・賛助等による支援を行う。

イ 本会の学術部会を中心に委員会を設けて、本会の獣医学術交流のあり方について検討を行い、世界獣医師会（WVA）、アジア獣医師会連合（FAVA）等の獣医学術に関する国際機関・団体、その他の諸外国獣医師会等関係者との連携・協力を図り、獣医学術及び獣医事関係情報の収集・交換、獣医学的知識・技術の向上を図るための活動等を積極的に行って、獣医事の国際的な振興・普及に一層の貢献を図る。また、WVAの推進するEラーニング普及活動を受け、同会が提供する教材の日本語版の作成と提供を積極的に行う。

ウ 獣医師会の組織率向上を図るため、職域部会における検討の結果に基づき、新規若手獣医師等に対する有用かつ魅力ある獣医師活動の提供、女性獣医師に魅力ある獣医師会運営等、獣医師会組織の強化に係る施策を実施する。

(7) 獣医事対策等調査研究事業

獣医療提供体制整備推進対策等に係わる調査研究事業の実施に努め、その事業成果をもって、獣医事施策の推進に反映させ、獣医事の向上に資する。

(8) 獣医学術学会事業

獣医学術活動の企画及び運営を担う獣医学術分野別3学会で構成する学術学会については、その運営について学術部会で検討を行うとともに、獣医学術に関する調査・研究業績の発表・討論及び講演・市民講座等を獣医学術学会年次大会において開催し、獣医学術の功績者に対する獣医

学術賞の選考・審査・表彰を行って学術業績評価に努める。また、各地区単位で開催される獣医学術地区学会による地区学術集会との連携強化を図ることにより、全国学術集会と地区学術集会双方の充実強化に努める。

なお、平成 29 年度の「日本獣医師会獣医学術学会年次大会」は大分県獣医師会と共催し、開催期間は平成 30 年 2 月 10 日（土）から 12 日（月・祝）までの 3 日間、会場は別府国際コンベンションセンター（ビーコンプラザ）において開催するとともに、神奈川県における平成 30 年度大会について神奈川県獣医師会と連携を密にして開催準備を行う。

（9）獣医学術振興・人材育成事業

ア 日獣会誌提供事業

獣医学術の振興・普及、獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供、更には、獣医師専門職をはじめ広く獣医療従事者の人材育成を担う学術専門情報媒体として日本獣医師会雑誌（日獣会誌）を編集・発刊するとともに、獣医療をはじめとする獣医事全般、動物の福祉、野生動物保護を含む動物の適正管理など総合情報の提供媒体としての誌面を提供する。また、日獣会誌のうち学会学術誌については、①産業動物臨床・家畜衛生関連部門、②小動物臨床関連部門、③獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門ごとに投稿された調査・研究論文の原著、短報等を掲載し、獣医学術の業績評価により獣医師専門職の人材育成に資するとともに、紙媒体のみでなく、IT を利用した国内外への発信・提供に努める。

イ 獣医師生涯研修事業

地方獣医師会はじめ、獣医学系大学、獣医学術団体等の協力の下、公務員獣医療、動物診療、教育・試験研究機関など多岐にわたる職域に就業する獣医師について、各職業職域の特性に応じた研修プログラムの策定、獣医学術研鑽の場の提供、研修プログラム参加の評価を行うことにより、獣医師専門職の人材養成と質の確保に努める。

また、事業の実施に当たり、利用者の利便性向上のためインターネットを利用した申告手続きを導入するとともに、研修カリキュラムの見直し及び参加の登録・評価、インターネットを利用した在宅研修システムの開発と試験的な配信等を行う。また、研修プログラム修了者のインターネット上での紹介等生涯研修事業の改善・充実について検討する。

ウ 獣医学術講習会・研修会事業

（ア）講習会・研修会事業

産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生等の学術分野別の技術講習会、セミナー等の研修会を地方獣医師会、その他獣医学術団体等の支援・協力の下で開催し、広く獣医学術の振興・普及と獣医師専門職等の人材育成に努める。なお、講習会、セミナー等については、映像の収録とインターネットを利用した情報配信について検討し、波及効果の向上を図る。

また、日本中央競馬会の助成を受けてアジア地域臨床獣医師等総合研修事業を適正に実施し、アジア地域の家畜衛生事情の向上に努めることにより、我が国への越境性感染症の侵入防止を図るとともにアジア地域の獣医師会との連携の強化を図る。さらに、人と動物の共通感染症対策、AMR 対策等に取り組むとともに“One Health”の概念の普及を図る。

（イ）女性獣医師就業支援対策事業

女性獣医師の就業支援については、職域総合部会の女性獣医師対策支援検討委員会における検討の結果に基づいて研修事業、情報提供活動等を行う。

エ 獣医学術振興調査研究事業

獣医学術に関する産業動物臨床、小動物臨床、獣医公衆衛生各部門の振興・普及と獣医師人材の育成対策に係る調査研究事業の実施に努めるとともに、獣医学術振興施策の推進に反映させ、その事業成果を公表し、獣医学術の普及と獣医師人材の育成に資する。

2 収益事業

公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付

本会所有に係る基本財産である不動産の適正管理及び運営に努めるとともに、不動産貸付事業として貸付を行い、本事業の収益の一部を公益目的事業の実施費用として充当し、公益目的事業の円滑な推進に資する。

なお、本会が区分所有する新青山ビルは築 39 年を迎え、その資産価値の維持・向上を図るため、ビル全体の長期修繕工事への的確な対応に努める。

また、本会の財政基盤の強化のため、獣医事に係る収益事業の在り方について検討を行い、その結果に基づいて収益事業に積極的に取り組む。

3 その他事業（相互扶助等の共益目的事業）

公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉等の向上対策

（1）獣医師福祉共済事業

本会が契約者として実施する獣医師福祉共済事業（獣医師生命共済事業、獣医師医療共済事業、獣医師年金共済事業、獣医師賠償共済事業及び獣医師所得補償事業）を推進するとともに、一層の普及に努める。特に、①保険契約内容を整備し、獣医師賠償共済事業（診療施設契約・獣医師個人契約、狂犬病予防注射事業契約）、②獣医師総合福祉生命共済保険の加入率向上については、引受保険会社と地方獣医師会との連携、協力の下で、会員構成獣医師等の福利厚生事業として一層の推進に努める。

（2）褒賞・慶弔等事業

「日本獣医師会褒賞規程」及び「日本獣医師会慶弔等規程」等の関係規程に基づく褒賞・慶弔等事業のほか、小学生等による動物愛護作品の優秀者に対する褒賞については、「日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程」に基づき実施する。

4 その他

事業 1、2、3 に掲げた以外の事項で緊急に対応する必要が生じた事項については、必要に応じ、理事会等において協議等の手続きを経たうえで実施する。